



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

## 目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

### ○ 告示

- 1216 随意契約の相手方の決定 (情報政策課) ..... 1
- \*1217 昭和60年和歌山県告示第751号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 (環境生活総務課) ..... 2
- \*1218 昭和60年和歌山県告示第754号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " ) ..... 2
- \*1219 平成17年和歌山県告示第1421号(鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " ) ..... 4
- \*1220 平成17年和歌山県告示第1427号(鳥獣保護区域内における特別保護地区の指定)の一部改正 ( " ) ..... 4
- \*1221 特定猟具使用禁止区域の指定 ( " ) ..... 4
- 1222 特定非営利活動法人の定款変更認証の申請 (県民生活課) ..... 5
- 1223 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (長寿社会課) ..... 6
- 1224 介護保険法による指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定 ( " ) ..... 6
- 1225 農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援課) ..... 6
- 1226 農用地利用配分計画の認可 ( " ) ..... 7
- 1227 木材業者等の登録 (林業振興課) ..... 7
- 1228 都市計画事業の事業計画の変更認可 (道路建設課) ..... 7
- 1229 交通警察事務委託業務に係る総合評価一般競争入札に参加する者に必要な資格等 (警察本部) ..... 8

### ○ 公告

- 和歌山県障害児(者)・高齢者歯科口腔保健センターにおける指定管理者の募集 (医務課) ..... 10

## 告 示

### 和歌山県告示第1216号

第二期統合利用・セキュリティ基盤機器賃貸借について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成27年10月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
第二期統合利用・セキュリティ基盤機器賃貸借 一式
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
和歌山県企画部企画政策局情報政策課  
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 随意契約の相手方を決定した日  
平成27年9月30日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所

グループNTT

（代表者）西日本電信電話株式会社和歌山支店  
和歌山県和歌山市一番丁5番地

（構成員）NTTファイナンス株式会社関西支店  
大阪府大阪市中央区平野町二丁目3番7号

5 随意契約に係る契約金額

41,935,104円（うち消費税及び地方消費税の額3,106,304円）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号の規定に該当し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により随意契約する。

---

和歌山県告示第1217号

昭和60年和歌山県告示第751号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成27年11月1日から適用する。

平成27年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、第1項第2号中「町立富貴小学校」を「富貴小学校」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員、鳥獣保護管理員及び高野町職員が連携し、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

第2項を削り、第3項第2号中「三叉路」を「三叉路」に、「により」を「に」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改め、同項を第2項とする。

(3) 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員、鳥獣保護管理員及び岩出市職員が連携し、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

---

和歌山県告示第1218号

昭和60年和歌山県告示第754号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成27年11月1日から適用する。

平成27年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、第1項第2号中「野上町」を「紀美野町」に、「清水町」を「有田川町」に、「金屋町」を「有田川町」に、「（中田513-3番地）との交点」を「との交点（中田513-3番地）」に改め、同項

第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、紀美野町の協力を得て、巡視等を実施することにより、鳥獣の生息地を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

第2項第2号中「町界に至り、同町界を」を「旧白浜町と旧日置川町との境界に至り、同境界を」に、「により」を「に」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、白浜町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、鳥獣の生息地を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

第3項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員、鳥獣保護管理員及びかつらぎ町職員が連携し、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持及び違法捕獲の未然防止を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

第4項第2号中「により」を「に」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、太地町の協力を得て、巡視等を実施することにより、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意するとともに、農作物等に被害を出している鳥獣に対しては、許可捕獲などによりその管理を進める。

第5項第2号中「県道御坊由良湯浅線」を「県道御坊湯浅線」に改め、「同県道を南南西に進み」の次に「町道南広西54号線との交点に至り、同所から同町道を南南西に進み県道御坊湯浅線との交点に至り、同所から同県道を南南西に進み」を加え、「により」を「に」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、広川町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

第6項第2号中「東牟婁郡那智勝浦町市屋地内の馬瀬後320番地」を「東牟婁郡那智勝浦町市屋字馬瀬後320番」に、「福祉事業団用地境界石標」を「那智勝浦町町有林」に、「南大居裏山3073の1番地」を「南大居字裏山3073番1」に、「二河裏山483番地」を「二河字スガタノ洞480番」に、「南西に進み与根河1054の1番地」を「南東に進み市屋字与根河1054番1」に改め、「交点に至り」の次に「、同所から同国道を西進し沖出橋を経て町道市屋2号線との交点に至り」を加え、「により」を「に」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、那智勝浦町及び太地町の協力を得て、巡視等を実施することにより、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意するとともに、農作物等に被害を出している鳥獣に対しては、許可捕獲などによりその管理を進める。

和歌山県告示第1219号

平成17年和歌山県告示第1421号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成27年11月1日から適用する。

平成27年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、第1項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

県職員及び鳥獣保護管理員が、広川町の協力を得て、定期的に巡視を実施することにより、静穏な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことがないよう留意し、自然とのふれあいの場又は鳥獣の観察等を通じた環境教育の場の確保に努める。

和歌山県告示第1220号

昭和17年和歌山県告示第1427号（鳥獣保護区域内における特別保護地区の指定）の一部を次のように改正し、平成27年11月1日から適用する。

平成27年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

本文中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、第2項中「「山のサブセンター」」を「旧山のサブセンター」に、「幹線道路に至り、同道路を北進し「竹林亭」前を通過しさらに北進しキャンプ場に至り、同所から幹線道路」を「車道に至り、同車道を北進し旧キャンプ場進入路との交点に至り、同所から同車道」に改め、第3項及び第4項を次のように改める。

3 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

4 特別保護地区の保護に関する指針

広葉樹林などの鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことがないよう留意する。

和歌山県告示第1221号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成27年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 切目川特定猟具使用禁止区域

(1) 区域

日高郡印南町大字西ノ地地内の国道42号切目大橋北詰を起点とし、同所から県道古井西の地線を北

東に進み切目中学校を経て宮ノ前地区の上角橋に至り、同所から県道滝切目停車場線を南西に進みJR切目駅を経て島田地区集会場に至り、同所から西進し鉄道の踏切を越えて国道42号に至り、同所から同国道を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域

## (2) 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

## (3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 2 高浜特定猟具使用禁止区域

## (1) 区域

西牟婁郡すさみ町見老津地内の国道42号と農道（天鳥地区進入道路）との交点を起点とし、同所から同農道を北進し和歌山県畜産試験場西境界線に沿って稜線に至り、稜線を北進し紀勢本線軌道に至り、同所から軌道を南進し和歌山県畜産試験場東境界線に沿って国道42号黒島トンネル入口に至り、同所から同国道を北進し起点に至る線に囲まれた区域

## (2) 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

## (3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

## 3 隅田町東部特定猟具使用禁止区域

## (1) 区域

橋本市隅田町垂井地内の国道24号と県道山内恋野線の交点を起点とし、同県道を北進し県道二見御幸辻停車場線との交点に至り、同県道を東進し、奈良県との県境に至り、同県境を南進し、国道24号との接点に至り、同国道を西進し起点に至る線に囲まれた区域

## (2) 存続期間

平成27年11月1日から平成37年10月31日まで

## (3) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

---

**和歌山県告示第1222号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

なお、関係書類は、和歌山県環境生活部県民局県民生活課及び和歌山県NPOサポートセンターに備えて、平成27年12月14日まで縦覧に供する。

平成27年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 申請年月日

平成27年10月13日

## 2 名称

特定非営利活動法人くまさん

## 3 代表者の氏名

日下崇

## 4 主たる事務所の所在地

和歌山県東牟婁郡串本町潮岬207番地の1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、障害のあるもの（先天的障害者・後天的障害者・高齢者）並びに障害のある者を介助す

る者等に対して、介護保険法・自立支援法に基づく支援事業、及び福祉サービスに関する事業を行い、もって社会福祉の向上を目指し、又スポーツ・音楽等を通じてお互いが交流し、こころ豊かに暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

## 和歌山県告示第1223号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき公示する。

平成27年10月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071700789	社会医療法人三車会	居宅介護支援事業所みくるま	紀の川市貴志川町丸栖1423-3	居宅介護支援	平成27.10.1	平成33.9.30
3071001188	株式会社ユメマモル	いっしょにケアプランみんなで○	橋本市高野口町小田659-5	居宅介護支援	平成27.10.1	平成33.9.30

## 和歌山県告示第1224号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項及び第53条第1項の規定により指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号及び第115条の10第1号の規定に基づき公示する。

平成27年10月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日	指定の有効期間の満了の日
3071001162	株式会社アイガアル	デイサービス愛がある大野	橋本市高野口町大野687	通所介護	平成27.10.1	平成33.9.30
				介護予防通所介護	平成27.10.1	平成30.3.31
3071001170	合同会社Bee	リハビリデイサービスわが家	橋本市高野口町伏原1011	通所介護	平成27.10.1	平成33.9.30
				介護予防通所介護	平成27.10.1	平成30.3.31
3072401239	特定非営利活動法人地域自立支援ハウスすさみ	小規模通所介護事業所きたじ	西牟婁郡すさみ町周参見3734	通所介護	平成27.10.1	平成33.9.30
				介護予防通所介護	平成27.10.1	平成30.3.31

## 和歌山県告示第1225号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成27年10月14日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局地域振興部農業振興課に備え置いて、平成27年11月5日まで縦覧に供する。

平成27年10月23日

和歌山県知事 仁坂吉伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第42号-1	西牟婁郡白浜町才野字下垣内425外9筆
平成27年度第42号-2	西牟婁郡白浜町中字日根1015-3

**和歌山県告示第1226号**

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、次の土地に関する農用地利用配分計画を平成27年10月14日に認可した。

平成27年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成27年度第40号-1	西牟婁郡白浜町中字日根1023外1筆
平成27年度第40号-2	西牟婁郡白浜町中字日根1101-1外2筆

**和歌山県告示第1227号**

和歌山県木材業者等の登録に関する条例（昭和45年和歌山県条例第14号）第5条第3項の規定により、木材業、製材業及びチップ業の登録業者を次のとおり告示する。

平成27年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

木材 登録 番号	製材 登録 番号	チップ 登録 番号	登 録 年月日	住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は名称及び 代表者の氏名	業務の 態 様	営業所又は工場の 所 在 地
3001			平成 27. 10. 6	紀の川市下井阪369-3	株式会社大嶺農園 代表取締役 大嶺裕晃	木材	紀の川市下井阪369-3

**和歌山県告示第1228号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成27年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 施行者の名称  
和歌山市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
和歌山都市計画道路事業3・2・5号松島本渡線
- 3 事業施行期間  
平成22年3月2日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

## 和歌山県告示第1229号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の5第1項の規定に基づき、交通警察事務委託業務に係る自治法令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）に参加する者に必要な資格及びその資格審査の申請方法等を次のように定める。

平成27年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

## 1 総合評価一般競争入札に付する業務の名称等

## (1) 調達役務の名称

交通警察事務委託業務

## (2) 調達役務の内容等

次に掲げる業務を交通警察事務委託仕様書（以下「仕様書」という。）により実施するものとする。

ア 運転免許事務の補助等業務

イ 自動車保管場所証明事務

（ア）自動車保管場所調査事務

（イ）自動車保管場所電算入力等関係事務

（ウ）自動車保管場所標章関係事務

## 2 総合評価一般競争入札に参加する者の資格

この総合評価一般競争入札に参加する資格を有する者は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2に規定する免許関係事務を行うのに必要かつ適切な組織及び能力を有すると和歌山県公安委員会が認める法人で、平成27年10月23日（金）現在において、次に掲げる要件の全てを満たしているものとする。

(1) 自治法令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。

(2) 自治法令第167条の4第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない者であること。

(3) 和歌山県が行う一般競争入札に関する参加資格を停止されていない者であること。

(4) 和歌山県内に本店、支店又は営業所等を有する者であること。

(5) 国税及び都道府県税に未納がない者であること。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定に基づき更正手続開始の申立て（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）をしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない者又はこれがなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくはその関係者（以下「暴力団等」という。）が経営していない者又は経営に実質的に関与していない者であること。

(9) 暴力団等に対する資金等の供給又は便宜の供与をしていない者であること。

## 3 資格審査申請書類及びその配布方法等

## (1) 和歌山県公安委員会への入札参加資格申請書類

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1-1（1）号）



- イ 事業経歴書（様式第1-2号）
- ウ 登記事項証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- エ 印鑑証明書（提出日において、発行後3か月を経過していないもの）
- オ 直近3年分の財務諸表又は決算書（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）
- カ 次に掲げる税金に未納がないことを証する納税証明書で、提出日において発行後3か月を経過していないもの
  - （ア）法人税、消費税及び地方消費税
  - （イ）主たる事務所が所在する都道府県が課する税全税目

(2) 和歌山県への入札参加資格審査申請書類

(1) の資格申請の結果、有資格者であることを確認された場合は、下記の書類を提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1-1（2）号）

イ 使用印鑑届（様式第1-3号）

ウ 誓約書（様式第1-4号）

エ 委任状（申請者が代理人を選任した場合 様式第1-5号）

オ 和歌山県公安委員会から入札参加の有資格者であることを確認された旨の通知書の写し

(3) (1) のア及びイ並びに (2) のアからエまでに掲げる申請書類の用紙については、和歌山県警察本部で定めるものとし、仕様書及びこれらの用紙は、平成27年10月23日（金）から同年11月10日（火）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前10時から午後4時までの間、5の（1）のアに掲げる場所で配布を行う。

(4) (1) 及び (2) に掲げる申請書類について質問がある者は、8に掲げる入札説明会において質問を行うものとし、その後は、平成27年11月11日（水）午後4時までに和歌山県警察本部交通部交通規制課に対して書面等（ファクシミリを含む。）により行うものとする。質問に対しては、原則として平成27年11月13日（金）までに回答するものとする。

4 資格審査申請書類の配布場所

5の（1）のアに同じ。

5 資格審査申請書類の提出場所及び提出期間

(1) 和歌山県公安委員会への入札参加資格申請

ア 提出場所

和歌山県警察本部交通部交通規制課

和歌山市西46番地の1

郵便番号 640-8313

電話番号 073-473-0110（代表）

ファクシミリ番号 073-473-0110

イ 提出期間

3の（1）に掲げる申請書類を、平成27年10月23日（金）から同年11月16日（月）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時までの間に持参により提出すること。

(2) 和歌山県への入札参加資格申請

ア 提出場所

5の（1）のアに同じ。

イ 提出期間

3の（2）に掲げる申請書類を、（1）の資格申請の結果、和歌山県公安委員会から有資格者である旨の通知を受けた日から平成27年12月4日（金）までの県の休日を除く日の午前10時から午後4時

までの間に持参により提出すること。

6 資格審査の結果通知

(1) 5の(1)の結果通知

郵便により平成27年11月27日（金）までに通知する。

(2) 5の(2)の結果通知

郵便により平成27年12月11日（金）までに通知する。

7 総合評価一般競争入札の参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 総合評価一般競争入札の参加資格がないと認められた者は、その理由について書面により説明を求めることができる。

ア 和歌山県公安委員会への理由の説明の求め

平成27年12月2日（水）午後4時まで

イ 和歌山県への理由の説明の求め

平成27年12月15日（火）午後4時まで

(2) (1)の書面は、持参により提出するものとする。

(3) 説明に対する回答については、次に掲げるところにより当該説明を求めた者に対して書面により行うものとする。

ア (1)のアに対する回答

平成27年12月4日（金）までに回答するものとする。

イ (1)のイに対する回答

平成27年12月18日（金）までに回答するものとする。

(4) (1)の書面の提出先は、5の(1)のアに掲げる場所とする。

8 入札説明会の場所及び日時

(1) 場所

和歌山市小松原通1丁目1番地1

和歌山県警察本部1階 会議室9

(2) 日時

平成27年11月5日（木）午前10時

## 公 告

### 公 告

県が設置する和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センターにおける指定管理者を次のとおり募集するので公告する。

平成27年10月23日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設（以下「施設」という。）の概要

(1) 名称 和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター

(2) 所在地 和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛1階

(3) 規模等

延床面積 268.68㎡

待合コーナー 24.12㎡

受付・医局・安静室 60.54㎡

麻酔室 33.17㎡

診察室等 88.55㎡

研修室・倉庫 62.30㎡

## 2 指定管理者が行う業務

- (1) 施設の運営に関する業務
- (2) 施設の維持管理に関する業務
- (3) その他和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター指定管理者募集要項（以下「募集要項」という。）に記載する業務

## 3 指定の予定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

## 4 申請資格

申請資格を有する者は、次の各号に掲げる条件を全て満たす法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 指定期間中、安全円滑に施設を運営管理し、かつ、和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター設置及び管理条例（平成17年和歌山県条例第76号）に規定する設置目的をより効果的かつ効率的に達成することができること。
- (2) 複数の団体から構成される共同体（以下「コンソーシアム」という。）による申請の場合は、コンソーシアムの名称を設定し、代表となる団体を選定すること。
- (3) コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員となり、又は単独で申請を行っていないこと。
- (4) 6(2)に定める現地説明会（以下「現地説明会」という。）に参加していること。

なお、コンソーシアムによる申請の場合は、その代表となる団体が現地説明会に参加していること。

## 5 失格事項

次の各号のいずれかに該当する団体は、指定管理者として指定しない。

なお、構成員のいずれかが次の各号のいずれかに該当するコンソーシアムについても同様とする。ただし、(1)については、コンソーシアムを代表する構成員にのみ適用する。

- (1) 申請時点で、県内県外を問わず事務所又は事業所を有しないもの
- (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により本県又は他の地方公共団体から指定を取り消され、その取消の日から2年を経過していないもの
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされているもの、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされているもの、破産法（平成16年法律第75号）に基づき、破産手続開始の申立てがなされているもの又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づき、整理開始の命令を受けているもの
- (5) 役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるものの代表者又は管理人を含む。）のうち、次のいずれかに該当するものがあるもの
  - ア 禁錮以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの
  - イ 公務員で懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しないもの
- (6) 役員等（団体の役員、顧問、相談役及び総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上を出資している者（個人である者に限る。）をいう。）、従たる事務所等（当該団体の所在地以外の事務所又は事業所をいう。）の代表者その他団体の運営に実質的に関与している者が、次の各号のいずれかに該当するもの
  - ア 和歌山県暴力団排除条例（平成23年和歌山県条例第23号）第2条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められるもの
  - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、和歌山県

暴力団排除条例第2条第1号に規定される暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員等を利用するなどしているもの

ウ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の活動若しくは維持運営に協力し、若しくは関与しているもの

エ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

オ 暴力団又は暴力団員等であると知りながら不当に利用するなどしているもの

(7) 和歌山県税、法人税、所得税、消費税又は地方消費税について未納があるもの

(8) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定。以下「停止要領」という。）の規定による入札参加資格の停止措置を受けているもの

(9) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号）に基づく競争入札に参加する資格を有しない団体であつて、停止要領別表第1又は別表第2の各項に規定する入札参加資格の停止理由に該当するもの

(10) 県内の国の機関又は地方公共団体が執行する入札（指定管理者の指定を含む。）に関して、その職員に対して脅迫的な言動をし、若しくはさせ、又は暴力を用い、若しくは用いさせたもの

(11) 県の入札制度又は指定管理者制度に関して、虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いるなどして、その入札制度又は指定管理者制度の信用を毀損し、又は毀損させたもの

(12) (10) 又は (11) のいずれかに該当する団体となった日から1年を経過しないもの

(13) この公告において定められた申請締切日を徒過して申請し、複数の申請書を提出し、又は県の承認なく申請書等の内容を変更したもの

(14) 事業計画の内容が、次のいずれかに該当すると認められたもの

ア 県民の平等な利用の確保ができないもの

イ 県が指定する業務について、その要求水準を満たすことができないもの

ウ 評価点が100点満点中60点に満たなかったもの

## 6 募集要項及び現地説明会に関する事項

### (1) 募集要項の配布

ア 配布期間 平成27年10月23日（金）から同年11月5日（木）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 配布場所 和歌山県福祉保健部健康局医務課  
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁北別館1階

### (2) 現地説明会

ア 日時 平成27年11月6日（金）午後1時30分

イ 場所 和歌山県障害児（者）・高齢者歯科口腔保健センター研修室  
和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛1階

ウ 内容 募集要項の説明及び現地見学

### (3) 現地説明会の参加手続

現地説明会の参加希望者は、次により説明会参加申込書を作成し、提出すること。

ア 参加申込書の配布

(ア) 配布期間 (1) アに同じ。

(イ) 配布場所 (1) イに同じ。

イ 参加申込書の提出方法

(ア) 提出期間 (1) アに同じ。

(イ) 提出場所 (1) イに同じ。

(ウ) 提出方法 持参、郵送又はファクシミリ

(4) 申請に係る質問等

ア 期間 平成27年11月9日（月）から同月16日（月）まで

イ 回答日 平成27年11月19日（木）

ウ 注意事項

（ア）口頭による質問には回答を行わない。

（イ）質問を行った者に対する個別の回答は行わず、県ホームページに登載する形式で一斉に回答する。

(5) 申請受付期間等

ア 期間 平成27年11月20日（金）から同年12月4日（金）まで

イ 選定結果の通知及び公表 平成28年2月初旬

(6) 指定管理者としての指定

平成28年3月上旬

7 問合せ先

和歌山県福祉保健部健康局医務課

〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2604

ファクシミリ番号 073-424-0425